

健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

(1) 健保組合の内部での利用に係る事例

- ①被保険者資格及び被扶養者の認定状況の確認並びに健康保険資格確認書等の発行管理
- ②保険給付の実施
- ③番号法に定める利用事務

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ①第三者行為に係る損保会社等への求償
- ②健保連の高額医療給付の共同事業※詳細は別記
- ③番号法に定める情報連携

2 保険料の徴収等に必要な利用目的

健保組合の内部での利用に係る事例

- ①標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ②健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3 保健事業に必要な利用目的

(1) 健保組合の内部での利用に係る事例

- ①健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ②特定健診、保健指導の実施
- ③健診費用等に係る補助の実施

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ①特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ②保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ③医療機関への健診の委託
- ④健診結果票等の入力データ作成処理の委託
- ⑤コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
- ⑥被保険者等への医療費通知

4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

(1) 健保組合の内部での利用に係る事例

診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

(2) 審査支払機関への情報提供を伴う事例

- ①オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ②オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

(3) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

①レセプトデータの内容点検・審査の委託

②紙レセプトのデータ化のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

5 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

(1) 健保組合の内部での利用に係る事例

医療費分析・疾病分析

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

①医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

②ジェネリック医薬品使用促進事業の外部委託

③健保連本部における医療費分析事業への参画

6 その他

(1) 健保組合の内部での利用に係る事例

健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7 番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的（特定個人情報）

(1) 組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合

①傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等

②高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報

③被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報

④被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

(2) 他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合

①高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報

②資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

(1) 他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合

被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

(2) 組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合

特定健診データ

※別記「健保連の高額医療給付の共同事業」について

1 共同事業について

健保組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合で高額な医療費が発生した場合にその費用の一部を健保連が交付する事業を実施しています。

この事業の申請のために①レセプトについては、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等を記録した「交付金交付申請総括明細データ」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。

2 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3 レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- (1) 大阪鉄商健康保険組合 担当職員及び管理職
- (2) 健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
- (3) 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 I C T ・ヘルスケア推進部及び協力会社

4 レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名等について公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5 レセプトデータ等の管理責任者について

レセプトデータ等の管理責任者は、当健康保険組合常務理事と健保連の組合サポート部長です。